

一般料金契約定義書

(フジオックス供給区域 (旧簡易ガス 東都越谷団地))

平成29年5月15日

フジオックス株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料 金	1
5. その他	1
付 則	2
別 表	3

1. はじめに

この一般料金契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、ガス小売供給約款（フジオックス供給区域(旧簡易ガス団地である東都越谷団地を平成29年5月に天然ガス化したもの)）(以下「小売約款」といいます。)に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 適用条件

この定義書は、お客さまが希望された場合に、適用します。

3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社は申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

4. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、12月30日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
 - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

5. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等において掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が18立方メートルを超え、67立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が67立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	810.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-----------------------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	168.35 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,458.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	132.34 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c 調整単位料金

c の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

a 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2,625.48 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

b 基準単位料金

1 立方メートルにつき	114.90 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。